

山梨県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、山梨県広告事業実施要綱及び山梨県広告事業掲載基準に基づき、山梨県立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 雑誌スポンサー制度は、企業、団体、個人事業主等が、山梨県における文化、知識及び教養を支える社会貢献活動の一環として、山梨県立図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を提供することにより図書資料等を充実させ、もって図書館利用者に対するサービスの向上を図ることを目的とする。

（雑誌スポンサー制度の内容）

第3条 図書館に雑誌を提供する企業、団体、個人事業主等（以下「雑誌スポンサー」という。）は、図書館が別に定める雑誌リストの中から提供する雑誌（以下「スポンサー誌」という。）を選定し、購入代金を負担するものとする。

2 雑誌スポンサーは、スポンサー誌の最新号カバー及び雑誌架に広告を掲載することができる。

（雑誌スポンサーの対象及び広告の内容）

第4条 雑誌スポンサーとなろうとするものが、山梨県広告事業掲載基準の第2に規定する業種又は事業者に係るものであるときは、雑誌スポンサーの対象としない。

2 雑誌スポンサーが、契約期間中において前項に規定する業種又は事業者に係るものに該当するに至った場合は、図書館は雑誌スポンサーの契約を解除するものとする。

3 広告の内容は、県行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、県民に不利益を与えないものとし、その内容が山梨県広告事業掲載基準の第3に抵触するものは、広告掲載の対象としない。

（雑誌スポンサーの募集）

第5条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサーの募集に関し必要な事項は、図書館の副館長（以下「副館長」という。）が別に定める。

（雑誌スポンサーの選定及び広告内容の審査）

第6条 図書館は、雑誌スポンサーの選定に係る申込みの内容等に関して審査する会議を開催し、その採択又は不採択を決定するものとする。

2 雑誌スポンサーは、掲載しようとする広告の内容について、あらかじめ図書館と協議するものとする。

3 図書館は、提案された広告についてその内容を審査し、修正、削除等が必要な場合は、雑誌スポンサーに指示することができる。

4 雑誌スポンサーは、正当な理由がない限り、図書館が指示する広告の内容の修正、削除等に応じなければならない。

(審査会)

第7条 前条第一項の審査を行うため、山梨県立図書館雑誌スポンサー広告審査会（以下「審査会」という。）を設置することとし、その事務局を図書館資料情報課資料担当に置く。

- 2 審査会の委員長は副館長を、委員は図書館の次長、司書幹及び各課長の職にある者並びに副館長が必要と認める職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

(スポンサー誌の提供期間等)

第9条 雑誌スポンサーがスポンサー誌を提供する期間及び広告を掲載できる期間は、契約日から契約日の属する年度の末日まで（契約日が3月に属する場合にあっては契約日の属する年度の翌年度の初日から末日まで）とする。

- 2 期間満了の3ヶ月前までに、図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は、契約を更新するものとする。ただし、他に申込みがある場合は抽選で決定する。

(責務)

第10条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(所有権)

第11条 スポンサー誌の所有権は、図書館に帰属するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は副館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年12月26日から施行する。